

# 令和元年度の活動予定

---



水防災意識社会  
再構築ビジョン

# 令和元年度の活動予定

## ■まるごとまちごとハザードマップの整備

水害に対する危機意識の醸成を図るための取組として、“まちなか”に想定浸水深を示した「まるごとまちごとハザードマップ」の整備を推進します。想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表も踏まえ、整備済の看板の更新も行います。

### まるまちHMの目的

まるごとまちごとハザードマップは、浸水深や避難所などを、「まちなか」にわかりやすく表示しているハザードマップのことであり、住民の災害時における安全でスムーズな避難、洪水被害の最小化を目的とする。

### これまでの経緯と実施方針

水害協では、平成28年度までに142箇所「まるまちHM」を設置。平成29年6月に見直した浸想図及び改定された手引きを踏まえ、平成29年度は38箇所新規設置。平成30年度は、45箇所新規設置及び49箇所更新。また、今後、新規に設置する場合には、初めて取組まれる市町を優先的に設置。

### 実施内容

#### ①設置計画の検討 (基礎情報の収集・整理、現地調査)



#### ②標識のデザイン検討及び制作、簡易測量と設置



#### ③まるまちHMの勉強会の実施





# 令和元年度の活動予定

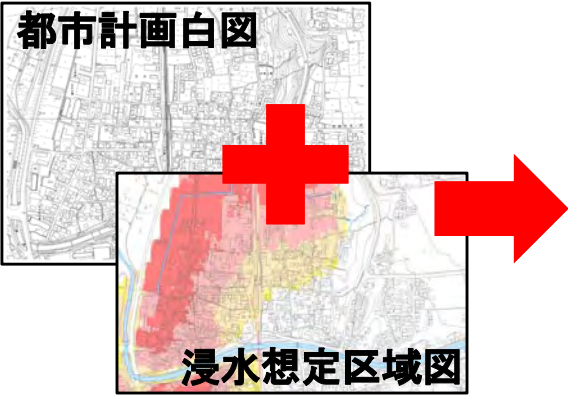
## ■マイ防災マップ作成の支援

マイ防災マップを作成される市町に対して、以下の支援を行います。

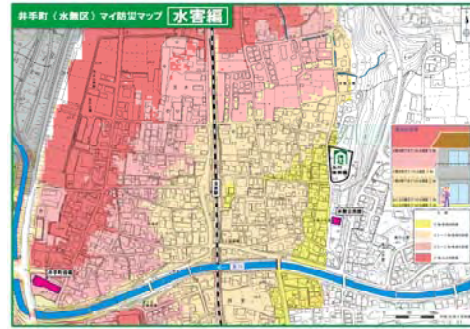
### ①マップ作成の下図の作成

最新の都市計画白図にL2浸水想定区域図を重ねたマイ防災マップの下図を作成し提供します。

#### 都市計画白図



#### マイ防災マップの下図



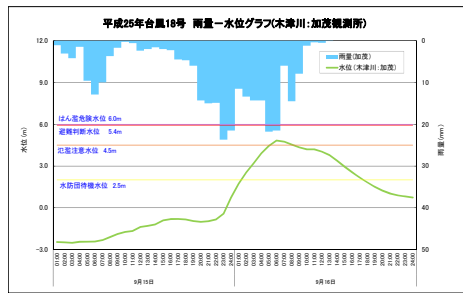
### ◆ これまでに作成されたマイ防災マップの例

マップ表面→  
避難場所、  
避難ルート等



### ②住民への説明資料等の作成

最寄の水位観測所の避難判断のための水位や 降雨データを整理します。また、水害の基礎知識を高めるための資料を作成・提供します。



水位・降雨の特性データ

八幡市二区自治会  
マイ防災マップの取組に向けた説明資料

平成29年12月16日(土)

説明資料

第一目次目録に実施する内容

第二目次目録に実施する内容

1. マイ防災マップ(水害)の概要

2. マイ防災マップ(避難)の概要

住民への説明資料

区の決めごと

避難を始めるきっかけ

避難先

避難開始

避難完了

非常持ち出し品の準備

避難場所

避難ルート

避難情報

家族の連絡先

緊急連絡先

避難情報等

※なお、マップ作成・印刷は各市町で実施下さい。



# 令和元年度の活動予定

## ■ 防災教育の児童向け副読本と指導計画の作成

水防災に関する防災教育にあたっては、洪水の発生メカニズムや河川の洪水特性、各地域の浸水リスク等と、それらに対応した適切な避難行動の知識など、一連の流れを現場の教員が十分理解した上で、児童・生徒を指導していくことが必要不可欠です。

ケーススタディとして、各府域1校を対象に、児童向け副読本と教員用の指導計画を作成し、その結果は水害協の場にて全ての市町と情報共有を図ります。

### ● 児童向け副読本

- ・水防災の一連の流れを理解できるよう順を追った説明とする
- ・基礎知識として「身近な川の特徴」「身近な河の水害」「水害を防ぐための工夫」を紹介
- ・最後に「自分の命を守ること」を考えていく

### ● 教員用指導計画

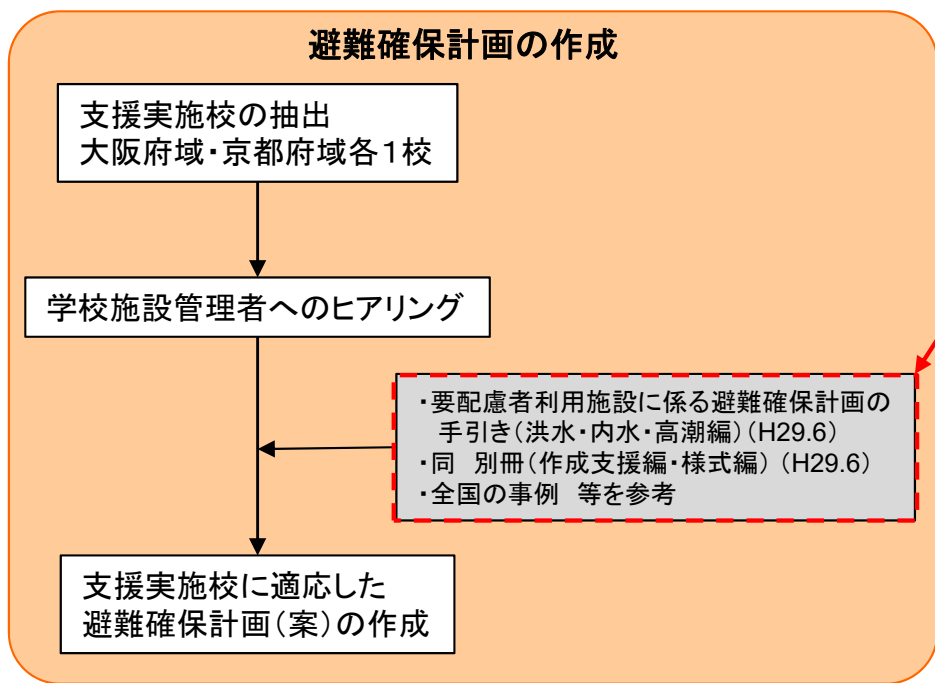
- ・児童向けの副読本と対比させた構成とする
- ・防災教育は、「児童の考える力」をつけてもらうことが最大の目的であるため、副読本に「コラム」として記載する内容（例：内水と外水氾濫の違い等）は、対話の中で児童の興味を拾い上げ、授業のふくらみも期待されることから、説明部分を充実させる予定

### ● 副読本と指導計画の対比

副読本	指導計画	副読本	指導計画	副読本	指導計画
<p>2 水害時に起こる危険</p> <p>(2) 水害時における危険</p> <p>「水害」は、大雨によって、川の水があふれ、川が氾濫することです。氾濫した川の水が、川沿いの家や畑、田んぼなどに流れ込み、水がたまり、水が濁ります。水が濁ると、川の水が汚れます。水が濁ると、川の水が臭くなります。水が濁ると、川の水が危険になります。</p> <p>水害が起こると、川の水があふれ、川が氾濫することです。氾濫した川の水が、川沿いの家や畑、田んぼなどに流れ込み、水がたまり、水が濁ります。水が濁ると、川の水が汚れます。水が濁ると、川の水が臭くなります。水が濁ると、川の水が危険になります。</p>	<p>2 水害時における危険</p> <p>本単元における「水害」は、大雨によって、川の水があふれ、川が氾濫することです。氾濫した川の水が、川沿いの家や畑、田んぼなどに流れ込み、水がたまり、水が濁ります。水が濁ると、川の水が汚れます。水が濁ると、川の水が臭くなります。水が濁ると、川の水が危険になります。</p> <p>本単元における「水害」は、大雨によって、川の水があふれ、川が氾濫することです。氾濫した川の水が、川沿いの家や畑、田んぼなどに流れ込み、水がたまり、水が濁ります。水が濁ると、川の水が汚れます。水が濁ると、川の水が臭くなります。水が濁ると、川の水が危険になります。</p>	<p>あなたへのメッセージ</p> <p>水害が起こると、川の水があふれ、川が氾濫することです。氾濫した川の水が、川沿いの家や畑、田んぼなどに流れ込み、水がたまり、水が濁ります。水が濁ると、川の水が汚れます。水が濁ると、川の水が臭くなります。水が濁ると、川の水が危険になります。</p> <p>水害が起こると、川の水があふれ、川が氾濫することです。氾濫した川の水が、川沿いの家や畑、田んぼなどに流れ込み、水がたまり、水が濁ります。水が濁ると、川の水が汚れます。水が濁ると、川の水が臭くなります。水が濁ると、川の水が危険になります。</p>	<p>あなたへのメッセージ</p> <p>水害が起こると、川の水があふれ、川が氾濫することです。氾濫した川の水が、川沿いの家や畑、田んぼなどに流れ込み、水がたまり、水が濁ります。水が濁ると、川の水が汚れます。水が濁ると、川の水が臭くなります。水が濁ると、川の水が危険になります。</p> <p>水害が起こると、川の水があふれ、川が氾濫することです。氾濫した川の水が、川沿いの家や畑、田んぼなどに流れ込み、水がたまり、水が濁ります。水が濁ると、川の水が汚れます。水が濁ると、川の水が臭くなります。水が濁ると、川の水が危険になります。</p>	<p>4 みんなでとりくむ水害への備え</p> <p>水害が起こると、川の水があふれ、川が氾濫することです。氾濫した川の水が、川沿いの家や畑、田んぼなどに流れ込み、水がたまり、水が濁ります。水が濁ると、川の水が汚れます。水が濁ると、川の水が臭くなります。水が濁ると、川の水が危険になります。</p> <p>水害が起こると、川の水があふれ、川が氾濫することです。氾濫した川の水が、川沿いの家や畑、田んぼなどに流れ込み、水がたまり、水が濁ります。水が濁ると、川の水が汚れます。水が濁ると、川の水が臭くなります。水が濁ると、川の水が危険になります。</p>	<p>4 みんなでとりくむ水害への備え</p> <p>水害が起こると、川の水があふれ、川が氾濫することです。氾濫した川の水が、川沿いの家や畑、田んぼなどに流れ込み、水がたまり、水が濁ります。水が濁ると、川の水が汚れます。水が濁ると、川の水が臭くなります。水が濁ると、川の水が危険になります。</p> <p>水害が起こると、川の水があふれ、川が氾濫することです。氾濫した川の水が、川沿いの家や畑、田んぼなどに流れ込み、水がたまり、水が濁ります。水が濁ると、川の水が汚れます。水が濁ると、川の水が臭くなります。水が濁ると、川の水が危険になります。</p>
<p>水害時に起こる危険</p>		<p>水害時に取るべき行動</p>		<p>みんなで取り組む水害への備え</p>	

## ■ 要配慮者利用施設に定められた小中学校に対する避難確保計画

緊急行動計画(改定版)において、2019年度中に要配慮者施設に定められた小中学校に対する避難確保計画の作成が示されています。ケーススタディとして、淀川管内における当該施設の避難確保計画を作成し、その結果(作成の流れや要点等)は水害協の場にて情報共有を図ります。



要配慮者利用施設(医療施設等を除く)に係る  
避難確保計画作成の手引き  
(洪水・内水・高潮編)

平成 29 年 6 月

国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課水防企画室

この手引きは、水防法(昭和24年法律第193号)に基づき作成する、洪水・内水・高潮時(以下「洪水時等」という)における避難確保計画について、記載例と留意事項等を示したものである。

市町村地域防災計画に定める各施設ではこれを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成することが望ましい。

なお、本手引きは、洪水・内水・高潮を対象としているが、津波防災地域づくりに関する法律に基づき作成する、津波を対象とした避難確保計画とも整合を図ることが望ましい。

また、本手引きは、新たに作成する避難確保計画を念頭に記載例等を示したものであるが、非常災害対策計画、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することでも良い。

避難確保計画の作成にあたっては、市町村が作成する洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、高潮ハザードマップ(以下「洪水ハザードマップ等」という)で情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認するとともに、不明な点については避難確保計画の報告先である市町村に確認されたい。

洪水予報・水位到達情報の種類	発表基準	市町村・住民・要援護者に求められる行動
〇〇川氾濫注意情報	〇〇川△△水位観測所の水位が氾濫注意水位(水防団の出動の目安としてあらかじめ定められた水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階
〇〇川氾濫警戒情報	[洪水予報] 〇〇川△△水位観測所の水位が一定期間後に氾濫危険水位(市町村長の避難勧告等の発令判断の目安としてあらかじめ定められた水位)に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位(市町村長の避難準備・高齢者等避難開始の発表判断の目安としてあらかじめ定められた水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 [水位到達情報] 〇〇川△△水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
〇〇川氾濫危険情報	〇〇川の水位が氾濫危険水位(市町村長の避難勧告等の発令判断の目安としてあらかじめ定められた水位)に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階

イメージ図



要配慮者利用施設における避難確保計画の作成は、市町が主体となって作成を促進させるものですが、河川管理者として支援する内容も存在しており、水害協による支援も必要です。

市町の職員向け資料として、避難確保計画の必要性や淀川等における過去の水害や、要配慮者利用施設の過去の被害事例、水害リスクや情報提供等に関する住民への説明資料(PPT)について、ポイントを踏まえて作成し、水害協の場にて全ての市町と情報共有を図ります。



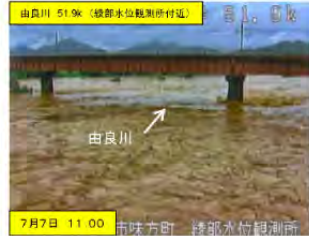
## ■ 要配慮者利用施設における避難訓練

沿川の要配慮者利用施設を対象とした水害避難訓練の実施を支援します。

### 4. 避難確保計画作成の必要性

- ▶ 近年全国各地で発生しているような豪雨災害は、どの地域でも発生する可能性がある。
- ▶ 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方）は、一般住民より避難に多くの時間を要する。

浸水が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設では、**洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画等の作成や避難訓練の実施など、水害に備えた対応が必要となる。**



出典：平成30年7月豪雨の概要(近畿管内)<第8報>近畿地方整備局

### ● 要配慮者利用施設の被災事例（平成28年台風10号）

- 平成28年台風10号により、岩手県岩泉町の小本川と支川清水川において、溢水、越水、決壊により広範囲で浸水が発生
- 小本川沿川の**要配慮者利用施設では、9名の死亡が確認された**



出典：水害・土砂災害に備えて～洪水等に対する警戒避難について～（国土交通省 北陸地方整備局 河川部 水災害予報センター）



要配慮者利用施設での  
避難訓練(他地域の事例)

## ■各種研修会・勉強会等の開催の支援

地域住民や自治体職員の方々を対象として、水防災意識の全体的なレベル向上(底上げ)を目指した研修会・勉強会の開催を支援します。

### 実施内容

防災クイズ、防災講演会、クロスロードゲームなどを、住民や市町の方々を対象に開催します。

### ◆研修会・勉強会メニューと概要・効果

メニュー	概要	効果
■防災学習 ・防災クイズ など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災全般(日頃の備えや避難行動、避難時の持ち物など)に関する知識をクイズ形式で楽しく学ぶ機会を提供します。</li> <li>・なお、簡単な防災講演会の要素も含まれます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災の基礎知識の習得</li> </ul>
■防災講演会 ・近年の降雨や出水概要 ・大河川と中小河川の氾濫特性の解説 など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災全般(日頃の備えや避難行動、避難時の持ち物など)に関する知識に関して地域特性を踏まえつつ、分かりやすく情報提供します。</li> <li>・近年の局地的豪雨や大雨等について全国事例を用いながら説明します。</li> <li>・淀川流域の特性に加え、大河川(淀川、宇治川、木津川、桂川)と中小河川(府管理河川)の水位上昇の違いや、避難方法の違いについて説明します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災力の向上</li> <li>・行政の住民の防災意識の乖離解消</li> <li>・淀川の河川特性の把握</li> <li>・淀川水系が破堤氾濫した際の被害の恐ろしさを再認識</li> </ul>
■訓練等 ・クロスロードゲーム など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ある災害条件の下、避難時に発生する様々な課題に対して、課題解決に向けての意見交換や参加者間で話し合います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災力の向上</li> <li>・避難時の課題解決力の向上</li> </ul>



# 令和元年度の活動予定

## ■各種研修会・勉強会等の開催の支援

地域住民や自治体職員の方々を対象として、水防災意識の全体的なレベル向上(底上げ)を目指した研修会・勉強会の開催を支援します。

### ◆研修会・勉強会参加者の様子



### ◆参加方法

①協議会ホームページの「勉強会お申し込みフォーム」からお申込みいただくか、事務局である淀川河川事務所までお電話にてお申込みください。

#### ●勉強会お申し込み方法

下記にお電話でお申し込みください。

淀川河川事務所調査課  
「水害に強い地域づくり協議会」担当  
TEL : 072-843-2861 (代表)



②勉強会・研修会は、左記の内容を基本としますが、その他の希望(内容、項目、対象人数等)があれば、適宜ご相談ください。